令和5年度 国の施策及び予算に関する提案・要望

> 令和4年11月 関東地方知事会

令和4年10月26日に開催した関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について 御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和4年11月

関東地方知事会

 \prod 平 勝 会 長 静岡県知事 百合子 池 東京都知事 小 大井川 和 彦 茨城県知事 福 田富 栃木県知事 本 太 群馬県知 事 Ш 元 埼玉県知事 大 野 裕 谷 俊 熊 千葉県知事 岩 黒 祐 神奈川県知事 治 長 崎 幸太郎 山梨県知事

長野県知事

部

四

守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について		•		1
2	今冬に向けた電力需給ひっ迫への対応について				26
	地方のイノベーション創出に向けた人材確保と いて	基盤 :	整備 •	-	28
4	先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大につい	₹ •			31
5	生活保護における居住地特例の適用について				32
6 ス	地域医療介護総合確保基金(医療分)における。 メント対策事業の明確化ついて	暴力 • •		-	
7	安全安心な情報通信基盤の運用等について				36
8	希望する人が希望する人数の子どもを持てる社: いて	会の [:]		記に ・・	38
	医療DXの推進に向けた「日本医師会が発行す。 E」の普及促進について			€格 • •	40
10	防災・防疫対策等の推進について				41
11	人口減少下におけるICTを活用した学びの保	障に [.] 			56

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的 行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するた めに不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、緩やかに持ち直しているが、金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、地域社会のデジタル化等の行政課

題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさ わしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措 置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要性がある。加えて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、都道府県知事の権限で施設の使用停止等の要請・命令や保健所による疫学調査などの実効性を担保する一定の法的措置を講じることができるようになったが、関係法令の改正・運用に当たっては、地方の意見も聴いた上で適切に対応すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政は できる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を 持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援のほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民 本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない 「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則 行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一 括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう 速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、 国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査 会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案について は、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセス に地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に 反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現 状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべき ものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付け る法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」 規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として 計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。 地方分権改革有識者会議においても、令和3年から「提案募集方 式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、 見直しに向けた検討が行われた結果、「計画策定等における地方分 権改革の推進に向けて」が取りまとめられ、「経済財政運営と改革 の基本方針 2022」において「計画策定等の見直し」が政府の基本 方針とされた。ついては、その方針を実行していくため、各府省 庁自らが積極的な見直しに取り組むことを含め、引き続き制度的 な課題として検討を進め、計画策定等を規定する法令等の見直し や、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体 との共同策定を可能とするなど政策実施方法の見直しを行い、地 方の自主的政策判断を尊重すること。

今後、計画等の負担が増大することがないよう、内閣提出法案 のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や 通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置につ いては、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和4年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数291件のうち、30件を超える提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

ついては、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、 地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよ う検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の 納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立 証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗 状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」する とされている提案についても政府全体として適切な進行管理及び フォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になって いないものについては、支障の解消につながっているのか提案団 体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第12次地方分権一括法により措置される事項等については、地 方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政 省令を整備すること。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の 意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅 な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、 地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を 進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こうした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ねて協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に

対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全 てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会(仮称)」 や「社会保障分科会(仮称)」など分野別の分科会を設置するなど、 実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

さらに、今後、第33次地方制度調査会等を通じて、社会全体に おけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロ ナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方のあ り方等を検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行い、地方 の意見や実態等を十分に反映すること。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広

範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治 法の抜本改正などを行うこと。

9 地方公務員法の改正

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、優れた 人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、 給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度 の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列挙されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正などを行うこと。

- Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築
- 1 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等を踏ま えた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和4年度以降においても、新型コロナウイルス感染症の拡大 防止対策や経済活動の自粛により大きな打撃を受けた地域経済の 活性化・雇用対策を実施する必要がある。よって、このような行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

特に、新たな変異株による感染急拡大や、足元の原油価格・物価高騰等の長期化なども見据え、臨時交付金の地方単独事業分の増額など更なる財源措置を講じること。あわせて、令和4年度予備費等により創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」について、燃料価格高騰の影響を受ける公立学校や警察署、庁舎等の自治体直営施設の光熱費(高騰相当分)に対しても充当できるよう使途を拡充すること。

臨時交付金の配分に当たっては、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、これまでの感染者数といった感染状況の実態など、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。

また、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

なお、臨時交付金の中に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されたが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等対策については、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担

を整理した上で、対策を検討すること。

さらに、営業時間短縮要請に伴う協力金等については、地方公共団体が、臨時交付金の地方単独事業分を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等での財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、実質的に全額国費で負担すること。現状、即時対応特定経費交付金は、地方単独事業分の交付限度額を差し引いた額の0.95とされているが、地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、協力金の財源を確実に措置すること。また、国の令和4年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても全て交付対象とするなど確実な地方財政措置を講じること。

加えて、要請に従っていないことが判明した場合の回収不可能 となった協力金や、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する 費用については、国の責任において財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料・原油 価格の高騰等により厳しい状況に立たされている事業者を、業種 や地域を問わず幅広く支援するため、令和4年4月以降を算定対 象期間とした新たな支援制度を創設すること。

なお、制度の創設に当たっては、支給額の上限、支給回数及び 支給要件について十分に検討し、厳しい経営状況にある事業者に 対して実効性のある支援制度とすること。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき地方が実施する事業についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を柔軟に活用できるようにするなど、全額国費で負担すること。

また、新型コロナウイルス感染症、国際情勢や原材料価格の高騰等による景気への影響が生じている間は、減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じるこ

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全て の地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、地方一般財源総 額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示していたが、令和4年6月には地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、実行に着手したところである。しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生

の課題解決の取組が無駄になることがないよう、デジタルのみに とらわれない包括的な支援が必要である。このため、地方創生の さらなる深化に向け、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創 生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国 家構想推進交付金)をはじめとする地方創生関連予算や地域の実 情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、 拡充・継続すること。

令和4年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

また、地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について引き続き、柔軟かつ弾力的に対応すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和3年度補正予算で460億円が確保され、令和4年度当初予算で、前年度より20億円増額し、70億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町

村支援・中長期派遣体制の強化)に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

また、令和3年度地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」について、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、事業期間の延長等、必要な措置を講じていくこと。

さらに、政府においては成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めるため、5 Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう取り組むこととし、令和4年6月には、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等を位置付ける「デジタル田園都市国家構想交付金」が示されたが、コンソーシアムの形成や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。政府は、新次元の分散型国土の形成につながるよう、地方自治体と共に本構想の実現を推進していくこと。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている

役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への 安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、 地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源 を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の

保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際には、新たな地方負担を生じさせないこと。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療 保険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について引き続き地 方と協議を行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革 推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責 任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について、引き続き、全額、国による財政支援を継続すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険給付費が増加し、都道府県が財政安定化基金を取り崩した場合には、後年度市町村の納付金に上乗せして納付させるのではなく、国が次年度に基金取崩分の全額を充当するなど不測の財源不足に対する財政支援を行うこと。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しを行うことになっており、現在の適用区分は令和4年度末までとなっている。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例の適用期限も令和4年度末までとなっている。

さらに、令和4年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及 び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、今 後、凍結解除された場合、地方全体で5,000億円以上の減収が見込 まれている。この減収分については、国の責任において、地方特 例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補塡措置を講 ずること。

6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和2年度税制改正では、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされたが、事業の実施及び税の徴収に当たり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、 林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑 な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体 となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された使途 を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な 使い道の把握に努めること。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法 人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、 地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間 の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方 が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税 の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が 恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論 し、地方分権改革に資する制度とすること。

8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの 課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治 体の判断を尊重すること。

9 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制 改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正におい てガス供給業の見直しが行われた。

また、令和4年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、 長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく 貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模 発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受 益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

10 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点も踏まえた上で、制度を構築すべきである。

なお、国際課税制度の見直しに伴う税収については、応益原則 等を踏まえ、全ての地方自治体に対し、適切に帰属させること。

11 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、令和4年度税制改正において、地

方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

12 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、 基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直され たところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争 が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の 上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、 返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずること などの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生 まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣 旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。また、各 地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとな るよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始

されていること等を踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、 見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控 除している所得税控除分相当額については、国の責任において、 地方特例交付金により全額を補塡すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

13 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自 主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認め られているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜 本的見直しの検討を進めること。

14 個人事業税における課税対象事業の限定列挙方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象 事業を限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所 得を有する全ての事業を課税対象とすること。 また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

15 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全 性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の 課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図る ため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方 としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を 活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推 進していく必要がある。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和3年9月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指している。

令和4年度税制改正では、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象 手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大された。さらに、不 動産取得税に係る登記所から都道府県への通知等も決定されたが、 データ形式による通知とされているため、安全なデータの受渡し 及びシステムへの取込みが必要となる。

引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講ずること。

また、アフターコロナ、ウィズコロナ下における新しい地方の

税務行政を見据え、更なる税務手続のデジタル化、納付のキャッシュレス化を推進するため、地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者によるeLTAXを通じた電子申告・電子納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進に当 たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

16 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、 基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防 災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支 援の充実、児童虐待防止対策、脱炭素社会の実現などの行政需要 の増加が引き続き見込まれている。加えて、新しい生活様式に対 応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、 必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセ キュリティ対策の負担などが課題となっている。地方が住民サー ビスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルー ルの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の 動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源 総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要 を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と 財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実す ること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情

に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和4年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、 水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0 兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.6兆円上 回る18.1兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から3.7 兆円抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも 関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は 解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交 付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である 令和4年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であっても、期限を含め廃止までの工程を明らかにすること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その 償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠とし て確保すること。

17 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用 改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよ う、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。 と。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

18 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 今冬に向けた電力需給ひっ迫への対応について

ロシア・ウクライナ情勢により顕在化した我が国のエネルギー安全保障という課題は長期化の様相を呈しており、エネルギー危機への対応が必要である。あわせて、将来を見据え、脱炭素社会の実現に向けて、一層深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速させることも重要である。

3月の電力需給ひつ迫警報発令時及び6月の電力需給ひつ迫注意報発令時は、国民・事業者の協力により当面の需給バランスは緩和された。今冬に向けては、国のエネルギー対策の進展により、電力予備率の改善が見込まれるものの、稼働中の火力発電所の計画外停電や異常気象など不測の事態への備えが必要な状況である。

また、エネルギー価格等の高騰から、国民の生活や事業者の事業活動を守るためには、国としての支援も必要である。さらに、脱炭素化の取組を着実に進める中においても、今冬の電力需給ひっ迫への備えについては、各自治体を含め我が国が国民・事業者と危機感を共有し、力を合わせてこの危機を乗り越えていくため、国において高い実効性を伴う対策を実施することが必要である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 今冬の安定的な電力確保に向けた対策の徹底

今冬に向けた電力需給については、改善の見込みではあるものの、 不測の事態への備えが必要な状況にある。

国においては、今冬の安定的な電力需給の実現を目指し、今後も引き続き電力の供給力確保に向けた対策を徹底すること。

2 電力需給ひつ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

需給ひつ迫警報及び注意報の発令・発信に際しては、国が責任を持って正確かつ早期の情報発信を行うとともに、一般送配電事業者が発

表する需給ひつ迫準備情報を含め、あらゆる手段を講じて確実かつ広く国民・事業者に対して電力需給のひつ迫度合いを伝達すること。

- 3 需給ひっ迫時に国民・事業者に求める具体的な節電行動の周知・徹底 国民、事業者等の需要家が効果的な対策を迅速に取ることができる よう、需給ひっ迫警報及び注意報の発令に伴う節電要請に当たっては、 電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標・取組及びその効果につい て、国民・事業者に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。
- 4 小売電気事業者等が行うディマンド・リスポンスへの支援 加えて、今冬の電力危機の回避に向けて有効な手段となり得るディ マンド・リスポンスについて、一刻も早く、より多くの小売電気事業 者等が導入、実施することのできるよう、さらなる財政的支援や技術 的支援など具体的な取組を行うこと。
- 5 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

3 地方のイノベーション創出に向けた人材確保と基盤整備について

我が国を取り巻く環境は、人口減少・超高齢化社会の急速な進展に加え、気候変動問題やデジタル技術の進歩、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢の変化など、これまでとは全く状況の異なる予測困難な「非連続の時代」を迎えている。

このように地方を取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が 山積するなか、これを乗り越え活力ある地方社会を実現するため には、地方からこそ社会的な課題を解決するイノベーションを生 み出していくことが必要である。

地方からイノベーションを起こしていくためには、次世代を担 う人材の確保育成が重要であり、国籍や性別、年齢などに関わら ず多様な人材が活躍する社会を作り、外国人材が活躍しやすい環 境や多様な価値観・人材を育む教育環境などを整備することが必 要である。

また、地方の社会経済にとって、産業社会の新たな潮流を捉え、 外部環境の変化に的確に対応していくことが求められており、カーボンニュートラルや自動運転技術の実現など、産業構造の転換 や地域社会の変革につながるイノベーション創出に向けた社会基 盤の整備に取り組んでいく必要がある。

ついては、地域社会の変革を促すイノベーションの実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 多様な人材の確保・育成

(1) 外国人材の活躍促進

外国人技能実習制度については、途上国への技術移転を目 的としながら、実質的には安価な労働力として日本の人手不 足を補っている実態があるなど、制度の趣旨と運用実態が乖離している。技能実習生の人権保護や人口減少時代における 我が国の活力維持の観点から、外国人も日本人と同様に、日本で安心して働き、十分に能力を発揮できる環境を整える必要があり、特定技能制度の見直しに係る動きも踏まえながら、転職、家族帯同、在留期間の問題など、制度の抜本的な見直しを行うこと。

外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、日本人と共生できる社会づくりを推進すること。加えて、日本語教育に関し、外国人を対象に学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。

(2) 外部人材を活用した質の高い教育の実現(教員免許制の見 直し)

学校は、絶えず変化する社会情勢に対応し、地域の実情に 応じた質の高い教育を実現する必要があるが、プログラミン グなどの情報科目を教える専門人材の不足が課題となるほ か、社会人活用の受け皿となる特別免許状制度も十分に活用 されていない状況にある。

多様な専門性を有する社会人が学校現場で活躍できるよう、特別免許状の授与に係る要件を緩和するなど、教員免許制度の見直しを行うこと。

- 2 イノベーション創出に向けた社会基盤の整備
- (1) カーボンニュートラルの推進

カーボンニュートラル達成のためには、企業自ら研究開発や先行投資等に取り組むことが必要であるが、新技術の動向やエネルギー供給の具体的な道筋が見えないことによる企業

の不安を払拭する必要があることから、2050年カーボンニュートラルに向け具体的なロードマップを示すこと。

石油・鉄鋼などをはじめとした化石燃料多消費産業におけるエネルギー構造転換や二酸化炭素回収・貯留の実現に向けた取組など、企業が行うカーボンニュートラルの実現や産業競争力の強化に資する取組に対して積極的な支援を図ること。加えて、企業と自治体が連携した取組に対しても支援を図ること。

再生可能エネルギー由来の電力により生産されるグリーン 水素の利用拡大やコスト低減につながる需給面への支援制度 の充実など水素の導入支援を図ること。

(2) 自動運転技術を活用した地方交通基盤の整備

自動運転技術については、社会全体に変革をもたらすとともに、公共交通における運転手不足や交通弱者の移動手段の確保など地域課題を抜本的に解決する手段として大きな期待が寄せられている。国においては、レベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転運行の許可制度を創設するなど法律整備や実証実験等を行っているところである。

しかしながら、公共交通事業者が自動運転を導入しようと した場合、車両等の安全対策基準や交通事故を起こした場合 の責任の範囲など、実用化に向けて解決すべき様々な課題が 残されている。

このため、国において、技術運用面のより具体的な基準を 作成するなど、事業者が安心して自動運転による移動サービ スを提供できる環境を整備し、導入を支援すること。

4 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について

先天性代謝異常等検査は、知らずに放置すると神経障害等の重大な健康障害が生じるような先天性の代謝異常等について、発症前の新生児のうちに早期発見し、早期治療に繋げることにより障害の発生を予防することを目的として全都道府県で実施されている。

本検査は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知に基づき 20 疾患を対象に実施しているが、新生児マススクリーニングの対象とすべき疾患は増加しており、早期発見・早期治療の重要性の高い重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の新生児マススクリーニング検査を大学や検査機関等において研究事業として導入している事例も見られる。

重症複合免疫不全症は、令和2(2020)年10月に定期予防接種化された ロタウイルスワクチンの禁忌疾患であり、予防接種による健康被害を避 けるためにもワクチン接種前に疾患を診断する必要がある。

また、脊髄性筋萎縮症については、異変に気付いたときには病状が進行しており治療効果が見込めない難治性疾患であるが、発症前に診断・治療することで健常児に近い生活が可能となり、早期発見の重要性の高い疾患である。

全ての新生児が平等に恩恵を受けられるよう、早期発見・早期治療の 重要性の高い疾患を国が科学的知見に基づき先天性代謝異常等検査の対 象疾患に追加する必要がある。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等、早期発見や早期治療の重要性の高い希少難治性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とすること。

5 生活保護における居住地特例の適用について

有料老人ホームは、高齢者の自由な選択により入居できる住居であるが、現在は、単身での生活が難しい要介護度の高い被保護者が生活する場にもなっており、生活保護費の範囲内で入居できる施設も多数ある。

生活保護は、原則として被保護者が居住する地の行政機関が実施するが、平成30年10月の制度改正により、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム(以下、「介護付」という。)に被保護者が入居する場合に限り、入所前の居住地を所管する行政機関が当該者の保護の実施責任を負う「居住地特例」が適用されることになった。

この改正により、介護付に入居した被保護者の実施責任の移管はなくなったが、斡旋業者が仲介して、都市部の自治体から他の自治体に所在する介護付以外の有料老人ホームに被保護者を転居させた結果、生活保護の実施責任が移管されるといった事例が散見されており、生活保護の実施要領に沿った取扱いではあるが、施設が所在する自治体の負担となっている。

しかし、その一方では介護付ではない有料老人ホーム所在地の 実施機関に実施責任を移管できずに、従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負い、結果として生活保護の実施要領と異なっている事例もある。 また、介護保険法においても同様の特例措置(住所地特例)があるが、全ての有料老人ホームの居住者に適用されるため、介護保険の保険者と生活保護の実施者が異なる事態も生じている。

生活保護費は費用の1/4を自治体が負担しており、現状の居住地特例は、施設が所在する地の自治体における財政負担が増大する一因になっている。一方で、実施責任を移管できずに、実施要領と異なった状態で財政負担を負う実施機関が存在していることも問題である。

これらの現状を踏まえ、生活保護の居住地特例の対象範囲を、介護保険法による住所地特例の対象範囲と一致させるなど、実態に即した実施要領の見直しや統一的なルール作成等の措置を講じられたい。

6 地域医療介護総合確保基金(医療分)における暴力・ハラスメント対策事業の明確化について

急速に少子高齢化が進む中、2025(令和7)年までに「団塊の世代」が全て75歳以上となる。

超高齢社会を迎える中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが課題となっており、在宅医療や介護の担い手となる人材の確保も重要である。

一方で、在宅の現場では、医療従事者が利用者(患者)・家族から暴力やハラスメントを受けてしまう実態があり、(一社)全国訪問看護事業協会が実施した調査では、訪問看護師の約半数が暴力やハラスメントを受けたことがあるという結果であった。

実際に、埼玉県ふじみ野市において、立てこもり事件が発生し、医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負った。

在宅医療の推進のためには、在宅医療の担い手となる医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者に対して、安全な職場環境で働くことを保障することが重要である。

しかし、現状は地域医療介護総合確保基金として、暴力・ハラスメント対策に必要な取組を実施できる事業区分及び標準事業例が位置付けられているのは、介護分のみであり、医療分では明示されていない。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域医療介護総合確保基金(医療分)の事業区分に、医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、安定的な制度運用を図ること。

2 前項の医療機関における暴力・ハラスメント対策推進事業に おいては、都道府県が、地域の実情に応じた暴力・ハラスメン ト対策を実施できるよう、標準事業例を幅広く設けるとともに、 柔軟な運用を認めること。

7 安全安心な情報通信基盤の運用等について

本年7月、携帯電話サービスの大規模な通信障害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症患者への健康観察、緊急通報や災害対応等に係る連絡、さらには物流や銀行システムなど、国民生活・社会経済活動に様々な支障が生じ、情報通信基盤の安定的な運用の確保が大きな課題として顕在化した。

今後、5G等の高度なデジタル技術が幅広い分野に浸透する中で情報通信基盤の運用に支障が生じれば、社会全体にさらに大きな影響や被害をもたらすおそれがある。

国は、事業者間ローミング等に関する検討会を立ち上げ、年内 に基本的な方向性を整理するとしているが、スピード感をもって 対策を進めることが極めて重要である。

さらに、社会のデジタル化が急速に進展している中で、本人確認の義務付けのないSMS機能付きデータ通信専用SIMを悪用した犯罪や、ランサムウェアによる企業・団体等を標的としたサイバー犯罪が多発しており、誰もが安心して社会経済活動を行うためには、強固なサイバーセキュリティ対策が不可欠である。

ついては、情報通信基盤の安定的な運用を確保するとともに、 更なるサイバーセキュリティ対策の推進を図ることにより、安全 安心なデジタル社会を構築するため、次の事項について特段の措 置を講じられたい。

1 携帯電話サービスの通信障害の事案を踏まえ、不測の事態に も適切に対応できるよう、国が主導して、ローミングの早期実 現に向け、事業者間の連携強化を図ること等により、障害発生 時におけるバックアップ体制の構築に取り組むこと。

- 2 SMS機能付きデータ通信専用SIM提供事業者による契約 時の本人確認の義務付けを制度化すること。
- 3 ランサムウェア等の脅威やネットワーク機器等の適切な保守 管理の重要性について、一層の啓発を行うこと。

8 希望する人が希望する人数の子どもを持てる社会の実現について

国が取りまとめた「少子化社会対策大綱」の目標として、若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率である「希望出生率 1.80」の実現が掲げられているが、令和 3 年の合計特殊出生率は 1.30 と遠く及ばない状況となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「第 16 回出生動向基本調査」によれば、夫婦が理想とする子どもの人数は 2.25 人であるが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「自分の仕事に差し支える」等の理由から、実際に予定している子どもの人数は 2.01 人と乖離が生じており、現状では、「希望する人が希望する人数の子どもを持てない社会」となっている。

こうした状況を打開するためには、若者が理想とする人数の子どもを持つことへの障壁となっている、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減し、若者の経済基盤の安定を図るだけでなく、キャリア形成と出産育児が並行して実現できる働き方への見直しなど、社会構造自体を大胆に変革していくことが必要である。

ついては、「希望する人が希望する人数の子どもを持てる社 会」の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられた い。

- 1 出産育児一時金の額の引上げによる、出産費用負担への支援の強化を図ること。
- 2 子どもを持つ世帯(特に多子世帯)に有利な税制・保険・年金制度等を充実すること。

- 3 子どもの医療に関わる全国一律の子どもの医療費助成制度の 創設や、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険 の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る 均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図る こと。
- 4 男性の出生時育児休業(いわゆる男性版産休)を含めた育児 休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に 対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡 充を図ること。
- 5 長時間労働の是正やテレワークの推進など多様で柔軟な働き 方の企業への導入を促進するなど、子育てにやさしい職場風土 の醸成を促進すること。

9 医療DXの推進に向けた「日本医師会が発行する医師資格証」 の普及促進について

デジタル社会の実現に際しては、医療・介護費の適正化を図るため社会保障分野におけるDXの推進こそ最優先で取り組むべき課題であり、国では総理を本部長とする「医療DX推進本部」を設置し、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」「オンライン診療の活用促進」などについて行政と関係業界が一丸となって取り組むこととしている。

医療DXの推進にあたってはハード面におけるセキュリティ対策はもとより、医療情報等へ不正にアクセスができないよう有資格者の認証システムを万全に講じておく必要があるが、医師については自らの医師資格を電子上で証明する手段として「日本医師会が発行する医師資格証」が活用されている。

同資格証は厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施するとともに、暗号化等のセキュリティ対策が施されており偽造や悪用のおそれが少ないため、医療情報等へのアクセスやオンライン診療における資格証明に加え、嘱託医などの採用時の資格確認や大規模災害時の支援活動における身分証明等にも活用できる。

ついては、国において同資格証を医師の資格を証明する携帯可能な唯一の手段として認定し、日本医師会の会員・非会員を問わず国の責任において全国全ての医師が所有できるよう普及促進に取り組まれたい。

10 防災・防疫対策等の推進について

今年7月、8月には線状降水帯を伴う記録的な大雨により、土石流や 河川の氾濫など、全国各地で甚大な被害が発生した。

また、今年9月に発生した台風14号、15号においても、記録的短時間 大雨情報が相次いで発令されるなど、これまでに経験のないほどの大雨 により、各地で土砂災害や河川の越水・溢水が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共 団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関 する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強 靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛(侵略・テロから国民を守る)」と「防災(自然災害から国民を守る)」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるう COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)を前にして、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靭化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措

置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、 予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずる こと。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックア ップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・ 高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で 魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援 措置を講じること。

加えて、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策後の令和8年度以降においても、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。

さらに、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採 択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、 補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強 化を図ること。

2 地震・津波対策の充実・強化

(1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと 適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行 うとともに、地方自治体が実施する啓発に対して支援を行うこ と。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。

- (8) 地籍調査の促進を図るため、国土調査法第19条第5項指定に係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充を図ること。
- (9) 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策が着実に進む よう、宅地耐震化推進事業における補助率や上限額の引上げ、 補助要件の緩和等、制度の更なる拡充を図ること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

(1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切 な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に 進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者 間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行 うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。
- (3) 豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を図ること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

(1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者

等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路等の整備を含め、災害時にも機能する強靭な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画(BCP)策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割 分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営がで きるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政 上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、大規模災害時における全国的な相互派遣調整システムなど福祉人材の派遣に関するスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 増加傾向にある外国人に対応するため、ハザードマップや避難 経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信 や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳 の確保や食文化への配慮等について、財政面も含めて地方公共 団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じるこ と。
- (4) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手 指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者 を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続するこ と。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の 確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理 解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避 難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措 置を継続すること。
- (5) 感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策の考え方を示すこと。
- (6) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (7) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用 について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

(1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。

- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、 その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行う こと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度 が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。 また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象と するよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者 生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する 経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、 地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災 者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支 援を行うこと。
- (4) 応急的な住まいを解消し、居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (5) 災害時における被災者の住宅確保において、セーフティネット 登録住宅の家賃低廉化補助制度をより活用し易くするため、適 用条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

8 風水害対策の充実・強化

(1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

(2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、 防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人 的支援等の充実強化を図ること。
- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時 の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に 基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる 中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に 応じ、国による一元管理とすること。
- (7) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、 適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する 危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイ ントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図る とともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) (1) の対策を一層推進するため、火山の監視・調査研究を一元的に行う政府機関を設置すること。
- (3) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (4) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に 関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完 成までの継続的な支援を実施すること。
- (5) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、 住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、 ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、

大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応 策を早期に進めること。

(6) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う 通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、 避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備につい て、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

(7) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の 役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、 火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第 一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切 に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る 審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行う こと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、 最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方

公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、 改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋 内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要 性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわた る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針 をあらかじめ示すこと。

(4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が 積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避 難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラ の整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が 前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携 した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ョウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作

- 成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 昨今の世界情勢を踏まえ、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証すること。
- (9) 上記(1)~(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、 その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会や シンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力 をすること。

11 土砂等の不適正処理に関する対策の強化

- (1) 「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が成立 し、今後は、盛土規制法で厳しく盛土を規制していくこととなる が、是正措置のための自治体の負担の軽減を図るため、同法違反 を是正しない場合に建設業法や廃棄物処理法など関連業法の許 可取消し要件とすること等を含め、違反行為を抑止し、又は違反 者の自主的な是正を促す制度の整備を図ること。
- (2) 盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえて対策を講じる場合の財政支援措置がされているところであるが、今後新たな事案の発生も想定されることから、最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。

Ⅱ 防疫対策等の推進について

1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、GDPの1%を目安に財政措置が講じられているが、「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費には必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し十分な財政措置を講じること。
- (2) ワクチンの接種に加えて経口治療薬の承認・使用が開始され、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組が進められているが、それらの多くは外国から輸入されたものである。他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、今後の新興の感染症に備えるためにも、感染の有無を把握するための国産検査 試薬及び検査キット、感染症から国民を守る国産治療薬及びワクチンの開発・生産力の一層の強化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」等に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

2 防疫体制の整備等

(1) 内閣感染症危機管理統括庁(仮称)の設置等に当たっては、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、

国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討すること。

併せて、感染症専門施設の設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

(2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、昨年改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

(3) 更なるワクチン接種率の向上を図るため、追加接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

また、交互接種を含むワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、必要であれば定期接種化に向けた制度の枠組や体制の構築を検討し、ワクチン接種に係る国民全体への働きかけを強化すること。

併せて、追加接種を速やかに実施するための安定したワクチン供給体制の確保について取り組むこと。

3 医療提供体制の充実・強化

(1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、 看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する 必要があり、また感染状況によっては、従事者が不足する地域 も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を 図ること。 特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生しているため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関する規制を緩和すること。

- (2) 感染症指定医療機関などにおける感染症者の受け入れ体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を継続して行うこと。
- (3) 医療機関の経営支援に継続的に対処するとともに、医療機関に おける物価高騰の影響について国の一元的な対応が求められる ことから、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め検討す ること。

4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

11 人口減少下における I C T を活用した学びの保障について

我が国では教育基本法における教育の機会均等の理念を実現すべく、 学校教育法等に基づき学校を設置し、全ての子ども達が安心して学ぶこ とができるよう、各学校に必要な教員の配置や施設の整備等に取り組ん できた。

しかし、人口減少下において、特に過疎化が進み生徒数が減少している地域の中学校等では、一部の教科で、免許を有する教員の配置が非常に困難になっており、学びの場としての学校の存続が危ぶまれている。

このため、学校を存続し、子どもたちが生まれ育った地域で十分な教育を享受できるよう、過疎地域の学校と教員が配置されている都市部の学校など、複数の学校等をつなぐ ICT を活用した遠隔教育を更に推進する必要がある。

また、近年、不登校児童生徒数が増加しており、様々な理由により教育を受ける機会を逸している子どもたちへの学びの機会の保障が急務である。

そのため、多様な子どもたちが誰一人取り残されないよう、義務教育 段階において、いつでも、どこでも、どのような状況にあっても学ぶこと ができる環境を整備する必要がある。

ついては、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 中学校等における遠隔教育の推進について

文部科学省への申請や報告等が必要とされている遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること。また、遠隔教育を推進するための人的財政的支援を充実すること。

2 義務教育段階における通信制学校の設置について

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること。